

彩の国「新しい生活様式」安心宣言

～ 私たちは以下のすべてを遵守することを宣言します ～

- 1 三密を徹底的に回避します**
 - ・毎時の換気
 - ・一定の数以上の入場制限
(屋外でお待ちいただきます)
 - ・受付や更衣室、喫煙所での密集防止
 - ・社会的距離の確保
- 2 感染防止の対策を行います**
 - ・発熱などの症状がある方の制限
 - ・症状のある従業員の出勤制限
 - ・手洗いや手指の消毒の徹底、
手の触れる場所の消毒
 - ・マスクの着用
 - ・共用する物品などの最小化
 - ・鼻水・唾液のついたごみは
ビニール袋に入れて密閉
- 3 安全のための設備にします**
 - ・入口等に消毒設備、体温計の設置
 - ・対面場所の遮蔽
 - ・毎時の換気と消毒の徹底
 - ・共通タオルの廃止、
ハンドドライヤーの使用中止
- 4 安心に向けた工夫をします**
 - ・事前予約の最大限の活用
 - ・衣服のこまめな洗濯
- 5 行いません、行わせません**
 - ・閉鎖空間での激しい運動や大声
 - ・22時以降の酒類提供
- 6 極力制限します**
 - ・一度に休憩する人数の制限
 - ・対面での食事や会話の制限
- 7 重症化リスクに配慮します**
 - ・高齢者や持病のある方への配慮
(高齢者利用時間の設定など)
- 8 新しい働き方に向け努力します**
 - ・在宅勤務やオンライン会議
 - ・ローテーション勤務、時差通勤

業種別宣言

不動産業として次の取組を行います

- 9 店舗・モデルルーム・現地案内所・催物でも感染防止の対策を行います**
 - ・「三つの密（密閉、密集、密接）」の発生を抑制、お客様同士の距離を確保
 - ・マスクの着用、消毒液の設置
 - ・顧客の利便性に配慮しつつ対面での接客機会が増えないように工夫
 - ・ドアノブなどの手の触れる場所や接客カウンター、椅子などの消毒を徹底する
 - ・これらの取組のほか、取引を行う現場等の様態等を考慮し創意工夫を回りながら、国土交通省が示す「不動産業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」の実施に努める
- 10 埼玉県宅地建物取引業協会の事業全般**
 - ・「三つの密（密閉、密集、密接）」を避け、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等の感染対策を徹底
 - ・地域の感染状況や感染リスクへの対応が整わない場合は、中止または代替措置を講じる

宣言日：令和2年6月1日

名称：公益社団法人 埼玉県宅地建物取引業協会

※詳細はホームページ（<https://www.takuken.or.jp/>）をご覧ください



埼玉県マスク（コパトン）「あいてまっし」